

「ツキノワグマ出没特別注意報」の発令期間延長及び

「ツキノワグマ出没注意報（夏期）」の発令について

令和8年7月1日

自然保護課

ツキノワグマの目撃情報は例年の同時期（4月～6月）と比べて、大きく増加しており、6月末時点で人身事故5件（8名）の被害が発生している状況である。

県では、6月30日までを期間とする中通り・会津地域に「ツキノワグマ出没特別注意報」、浜通りに「ツキノワグマ出没注意報（春期）」を発令していましたが、クマによる人身被害の発生が懸念されることから、下記のとおり、特別注意報の期間を延長するとともに、浜通り地域の注意報を「出没注意報（夏期）」に切り替えて発令することにしました。

人身被害等の発生を未然に防止するため、注意喚起を図ることを目的とします。

記

1 ツキノワグマ出没特別注意報

発令期間：7月1日～8月31日

対象地域：中通り、会津地域

※4月27日～6月30日を7月1日～8月31日まで延長します。

2 ツキノワグマ出没注意報（夏期）

発令期間：7月1日～8月31日

対象地域：浜通り地域

3 発令基準

(1) 注意報

ア 前年秋のブナやコナラの実などの堅果類の結実が、並作又は豊作のとき（春期）

イ 2月から3月の平均気温が例年よりも高く、クマの活動が例年よりも早く活発となる可能性があるとき（春期）

ウ 当該年のブナやコナラの実などの堅果類の結実が、凶作又は大凶作と予測されるとき（秋期）

エ 前月のクマの目撃件数が例年より大幅に多いとき

オ その他クマの出没による人身被害等の発生が懸念されるとき

(2) 特別注意報

ア クマによる人身事故が発生したとき

(3) 警報

ア クマによる死亡事故が発生したとき

イ その他クマの出没による人身被害等の拡大が懸念されるとき

【6月29日時点の目撃情報及び人身事故件数の推移】

	令和8年	令和7年	令和6年
4-6月	580 (5)	294 (1)	304 (2)

※括弧書きは人身事故件数